

令和3年度第1回

東京都私立学校審議会（第804回）

令和3年5月17日（月）

都庁第一本庁舎33階 特別会議室N2

午後 3 時00分開会

○近藤会長 皆さん、こんにちは。それでは、ただいまから、令和3年度第1回東京都私立学校審議会を開催いたします。

初めに、本日の出席委員について、事務局から報告を願います。

○私学行政課長 本日は、委員20名様全員出席されておりますので、有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

○近藤会長 ただいま事務局からご報告がありましたとおり、当審議会運営細則第6条により、本会は有効に成立しております。

次に、この4月1日付で当審議会の事務局職員に異動がありましたので、事務局から紹介をお願いいたします。

○私学行政課長 4月1日付で、異動、転入してまいりました幹部職員を紹介させていただきます。

私学部長の戸谷でございます。

○私学部長 今度4月から私学部長になりました、戸谷でございます。よろしくをお願いいたします。

皆様の様々なご意見を伺いながら私学振興のために頑張ってまいりたいと思いますので、どうぞ今後ともよろしくお願い申し上げます。

○近藤会長 ありがとうございます。

なお、当審議会運営細則第7条により、審議会は原則として公開としておりますが、認可に関する議案の審議については非公開となります。

それでは、本日の議案の審議に入らせていただきます。

まず、事務局から提案されております、東京都私立学校審議会運営細則の改正についてお諮りをいたします。内容については、事務局から説明願います。

○私学行政課長 今回、改正をお諮りいたしますのは、東京都私立学校審議会運営細則の改正事項1点でございます。

お手元にある東京都私立学校審議会運営細則の改正案をご覧ください。

今回改正いたします理由は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止等の観点から、オンラインを活用する会議を行ってまいりましたが、これに関する扱いを細則上明記するためでございます。

新たに第7条を設けまして、次のように規定いたします。

「感染症のまん延防止の観点から開催場所への参集が困難と判断される場合や効率的な会議運営など、会長が必要と認める場合は、オンライン（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法をいう）を活用した会議を開催することができる。」

そして、2項といたしまして、「前項の会議におけるオンラインによる委員の出席は、第6条の出席に含めるものとする。映像の送受信ができない場合であっても、音声が即時に他の委員に伝わり、適時的確な意見表明を委員相互で行うことができる場合に限り同様とする。」と
いうように規定をいたしたいと思います。

以上で同運営細則の改正案についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。ご質問のある方はお名前をお願いいたします。

よろしいですか。ご発言はございませんか。

それでは、東京都私立学校審議会運営細則の改正につきましては、お手元の改正案どおり、決定することといたします。

次に、私立学校に関する今回の新たな諮問について、事務局から説明願ひます。

○私学部長 それでは、私学部長よりご説明申し上げます。

本日諮問させていただく案件は、お手元に配布してあります5件でございます。

それでは、諮問文を朗読させていただきます。

私立学校法第8条第1項の規定により、下記事案について、貴審議会の意見を求める。

令和3年5月17日付、東京都知事名。

記、1、多摩リハビリテーション学院専門学校の目的変更認可について、青梅市、外4件。

以上でございます。

詳細につきましては、担当職員からそれぞれ説明をさせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願ひ申し上げます。

○近藤会長 本日の議案は、ただいま説明のありました新たに諮問される案件5件でございます。

各案件につきまして、部会の審議状況を事務局から報告願ひます。

○私学行政課長 本日議題となっております議案第1号から議案第5号までにつきましては、各部会におきまして了承されておりますことをご報告申し上げます。

○近藤会長 それでは、今回新たに諮問されている案件について、順次、審議することといたします。

初めに、専修各種学校関係の案件でございます。

議案第1号は、専修学校の目的変更認可でございます。

事務局より説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第1号、多摩リハビリテーション学院専門学校の目的変更認可についてご説明いたします。

多摩リハビリテーション学院専門学校は、平成31年4月1日に設置認可を受けた学校ですが、このたび、学校の目的変更認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきましてご説明いたします。

学校の目的は、要項1に記載のとおり、介護福祉士に関する文言を追加し、「本学は、学校教育法、理学療法士法及び作業療法士法、言語聴覚士法、社会福祉士及び介護福祉士法に基づき、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護福祉士になろうとする者に対して必要な知識及び技術を修得させ、併せて医療・福祉従事者として的人格の涵養に努め、社会に貢献できる有能な人材を育成することを目的とする」に変更いたします。

学校の名称は、要項2に記載のとおりです。

課程（分野）の名称は、要項3に記載のとおり、社会福祉専門課程を設置します。

位置は、要項4に記載のとおりです。

目的変更の時期は、令和4年4月1日を予定しております。

変更の理由は、介護福祉学科を設置するためです。

設置者は学校法人和風会で、学院長は石田信彦氏、校長は同じく石田信彦氏です。

経費の見積り及び維持の方法は、要項9に記載のとおりです。

課程・学科別修業年限及び生徒定員は、要項10に記載のとおり、新たに社会福祉専門課程を設置し、修業年限2年、総定員80名の介護福祉学科を設置いたします。

校地、校舎、教職員組織につきましては、要項11から13に記載のとおりです。

備考欄には、学校法人及び同法人設置校の認可年月日を記載しておりますので、ご参照ください。

以上で議案第1号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。ご質問のある方はお名前をお願いいたします。よろしいですか。

(首肯する委員あり)

○近藤会長 それでは、議案第1号につきましては、認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、議案第2号から議案第5号は、専修学校の廃止認可でございます。

事務局より一括して説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第2号、九段観光ビジネス専門学校の廃止認可についてご説明いたします。

九段観光ビジネス専門学校は、令和元年7月31日に専修学校の認可を受けた学校ですが、このたび、廃止認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきましてご説明いたします。

学校の名称及び位置は、要項1及び2に記載のとおりです。

廃止の時期は、認可のあった日といたします。

廃止理由は、定員確保が見込めず、学校の運営継続が困難となったためです。

設置者は学校法人麻生学園で、理事長は麻生維美氏、校長は岡本哲志氏です。

生徒の処置については、令和2年度中に退学しております。

教職員の処置については、要項8に記載のとおり、法人内で配置転換又は退職しています。

指導要録等については、要項9に記載のとおり、設置者において保管します。

資産の処置については、要項10に記載のとおり、設置者において処置します。

備考欄には、校地、校舎の面積、生徒定員などを記載しておりますので、ご参照ください。

廃止に至った経緯について確認したところ、開校年度に新型コロナウイルスの影響により観光客が激減するなど観光産業が打撃を受け、観光分野志望の生徒の減少により定員確保が困難となったとのことでした。募集活動を強化し学校の継続を目指しましたが、観光産業が回復する見通しが立たず、観光ビジネスの教育が困難となったため、廃止の決断に至ったというものです。

以上で議案第2号の説明を終わります。

続きまして、議案第3号について説明させていただきます。

それでは、議案第3号、公益社団法人東京都歯科医師会附属歯科衛生士専門学校の廃止認可についてご説明いたします。

公益社団法人東京都歯科医師会附属歯科衛生士専門学校は、平成元年3月31日に専修学校の認可を受けた学校ですが、このたび、廃止認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきましてご説明いたします。

学校の名称及び位置は、要項1及び2に記載のとおりです。

廃止の時期は、認可のあった日といたします。

廃止理由は、生徒数の減少により、学校の運営継続が困難となったためです。

設置者は公益社団法人東京都歯科医師会で、代表理事・会長代行は井上恵司氏、校長は山崎一男氏です。

生徒の処置については、要項7に記載のとおり、令和2年度末をもって全員卒業しております。

教職員の処置については、要項8に記載のとおり、法人内で配置転換もしくは合意退職します。

指導要録等については、要項9に記載のとおり、設置者において保管します。

資産の処置については、要項10に記載のとおり、設置者において処置します。

備考欄には、校地、校舎の面積、生徒定員などを記載しておりますので、ご参照ください。

以上で議案第3号の説明を終わります。

続きまして、議案第4号について説明させていただきます。

○議案担当者 それでは、議案第4号、第一幼児教育専門学校の廃止認可についてご説明いたします。

第一幼児教育専門学校は、平成28年12月8日に専修学校の認可を受けた学校ですが、このたび、廃止認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきましてご説明いたします。

学校の名称及び位置は、要項1及び2に記載のとおりです。

廃止の時期は、認可のあった日といたします。

廃止の理由は、定員確保が見込めず、学校の運営継続が困難となったためです。

設置者は学校法人都築教育学園で、理事長は都築美紀枝氏、校長も都築美紀枝氏です。

生徒の処置については、要項7に記載のとおり、令和2年度末をもって全員卒業しております。

す。

教職員の処置については、要項 8 に記載のとおり、法人内で配置転換します。

指導要録等については、要項 9 に記載のとおり、設置者において保管します。

資産の処置については、要項 10 に記載のとおり、設置者において処置します。

備考欄には、校地、校舎の面積、生徒定員などを記載しておりますので、ご参照ください。

以上で議案第 4 号の説明を終わります。

続きまして、議案第 5 号の説明をさせていただきます。

○議案担当者 それでは、議案第 5 号、公益財団法人愛世会愛歯技工専門学校の廃止認可についてご説明いたします。

公益財団法人愛世会愛歯技工専門学校は、昭和 51 年 10 月 1 日に専修学校の認可を受けた学校ですが、このたび、廃止認可を申請してきたものです。

それでは、要項に基づきましてご説明いたします。

学校の名称及び位置は、要項 1 及び 2 に記載のとおりです。

廃止の時期は、認可のあった日といたします。

廃止理由は、生徒数の減少により、学校の運営継続が困難となったためです。

設置者は公益財団法人愛世会で、理事長は川上利光氏、校長は田中誠氏です。

生徒の処置については、要項 7 に記載のとおり、平成 30 年度末をもって全員卒業しております。

教職員の処置については、要項 8 に記載のとおり、同法人の設置している愛歯技工研究所の職員として採用いたします。

指導要録等については、要項 9 に記載のとおり、設置者において保管します。

資産の処置については、要項 10 に記載のとおり、設置者において処置します。

備考欄には、校地、校舎の面積、生徒定員などを記載しておりますので、ご参照ください。

以上で議案第 5 号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

事務局からの説明は以上でございます。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。ご質問のある方はお名前をお願いいたします。よろしいですか。

(首肯する委員あり)

○近藤会長 それでは、議案第2号から議案第5号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

以上で本日の案件についての審議を終了いたします。

最後に、事務局より報告がございます。

○私学行政課長 審議会委員の異動につきまして、ご報告させていただきます。

5月31日をもって、退任となる委員がいらっしゃいますので、ご紹介させていただきます。

平方委員、重永委員の2名でございます。

長きにわたりまして、本審議会の審議にご尽力を賜り、本当にありがとうございました。

それでは、平方委員、重永委員より一言ご挨拶をいただきたいと存じます。

平方委員、お願いいたします。

○平方委員 ご紹介いただきました、平方でございます。

2014年の5月から審議委員を拝命されて、7年間末席を汚してまいりました。特に、失礼な言い方かもしれませんが、第2部会、幼稚園に関しては本当にいろいろなことを知らなくて、学ばせていただいたという感がございます。

この7年間を見ても、審議会を通らなくてもいいような教育の現場といたしますか、これが本当に多くできたなという感じがいたします。このままで日本の私立学校、中高を考えれば、大丈夫なのだろうかという思いを強くした7年間だったかなと思っています。

皆様方には今後もよろしくお願ひしたいと思ひますし、近藤会長をはじめ、多くの皆さんに大変お世話になりました。どうもありがとうございました。

○私学行政課長 平方委員、ありがとうございました。

続きまして、重永委員、お願いいたします。

○重永委員 3年という短い期間でございましたけれども、それだけにまだまだ学習をしている最中での退任ということになりまして、近藤先生をはじめ、皆様にご迷惑をおかけすることがございますが、本当にありがとうございました。

短い期間ではございましたが、東京シューレという新設小学校の現地視察と指導に当たることができましたのは、大変得難い体験だったと思っております。

今後とも、初等学校協会の島野委員をはじめとしまして、私の後任の委員をよろしくご指導ご鞭撻をお願い申し上げます。

また、私自身は初等学校協会の会長職並びに東京都市大学グループの仕事は続けることになっておりますので、またいろいろな機会に皆様のご指導を仰ぐかと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

近藤先生をはじめ、皆様、本当にありがとうございました。

○私学行政課長 重永委員、ありがとうございました。

この場をお借りして御礼を申し上げたいと存じます。ありがとうございました。

次期委員の選任につきましては、現在、事務局において選任手続を進めております。次回、6月の審議会におきまして、新たに選任されました委員をお迎えすることになりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○近藤会長 お二方、本当にありがとうございました。

最後に、審議会日程についてでございます。

次回、6月の開催日は、21日月曜日を予定しております。

会場は、開催案内にて改めて事務局から通知させていただきます。

それでは、これもちまして、本日の東京都私立学校審議会を終了させていただきます。

皆さん、ありがとうございました。

午後3時23分閉会